

長岡市まちなか居住区域定住促進事業

令和5年1月2日から
対象を拡充しました！

長岡市のまちなか居住区域で 住宅を新築・購入^等

長岡市への移住・定住を応援！

される方へ

住宅の
固定資産税

$\frac{1}{2}$



この事業は、将来にわたって快適に暮らしていける
まちづくりを進めるために実施しています。

国の支援制度「新築住宅に係る固定資産税の減額措置」や
市の支援制度「住宅リフォーム支援事業」などの他支援制度とも併用可能

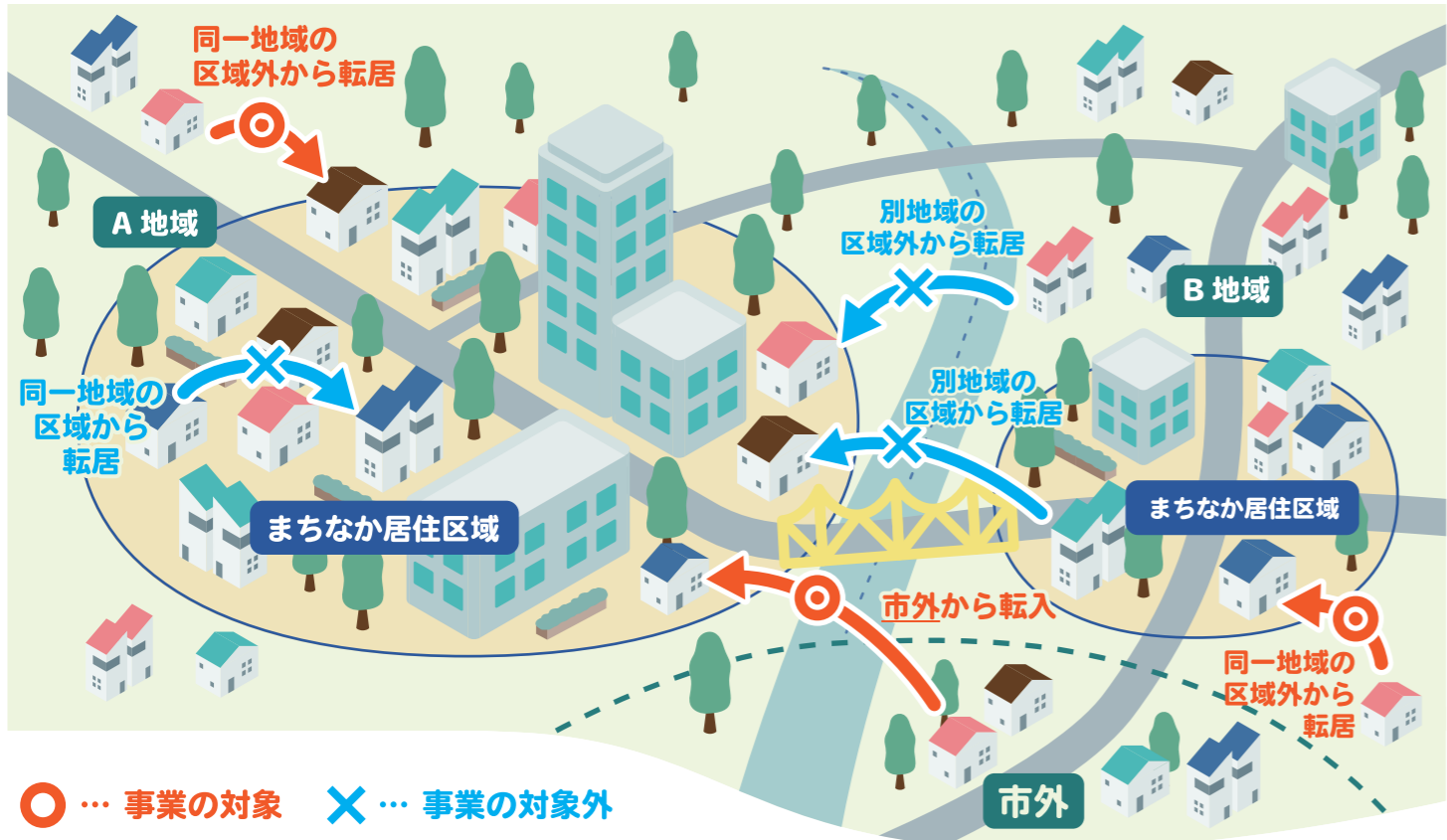
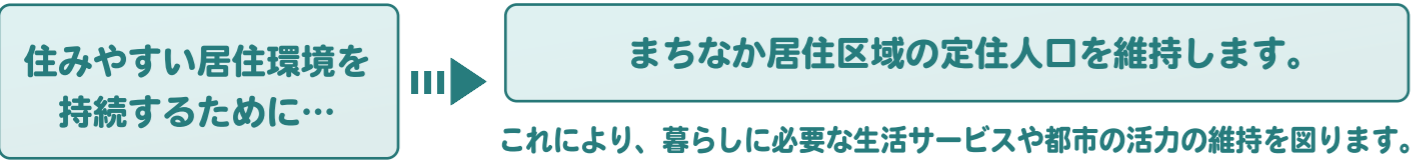
❓ 長岡市まちなか居住区域定住促進事業とは



人口減少や超高齢社会が進行する中でも、市民のみなさんが将来にわたり快適に暮らしていけるコンパクトなまちづくり※を進めるため、まちなか居住区域の定住人口を維持することを目指して実施しています。


長岡市ではこの取組を進めるため、「長岡市立地適正化計画定住促進条例」を定めています。

※ 都市の郊外化を抑制し、居住や生活に必要な都市機能を一定のエリアに集め、安全・安心で暮らしやすく充実した居住環境を目指すまちづくりをいいます。



本事業は、まちなか居住区域に住宅の購入等をして、市外から転入された方、もしくは同一地域のまちなか居住区域外から転居された方などを対象としています。

まちなか居住区域の確認は「ながおか便利地図」で！

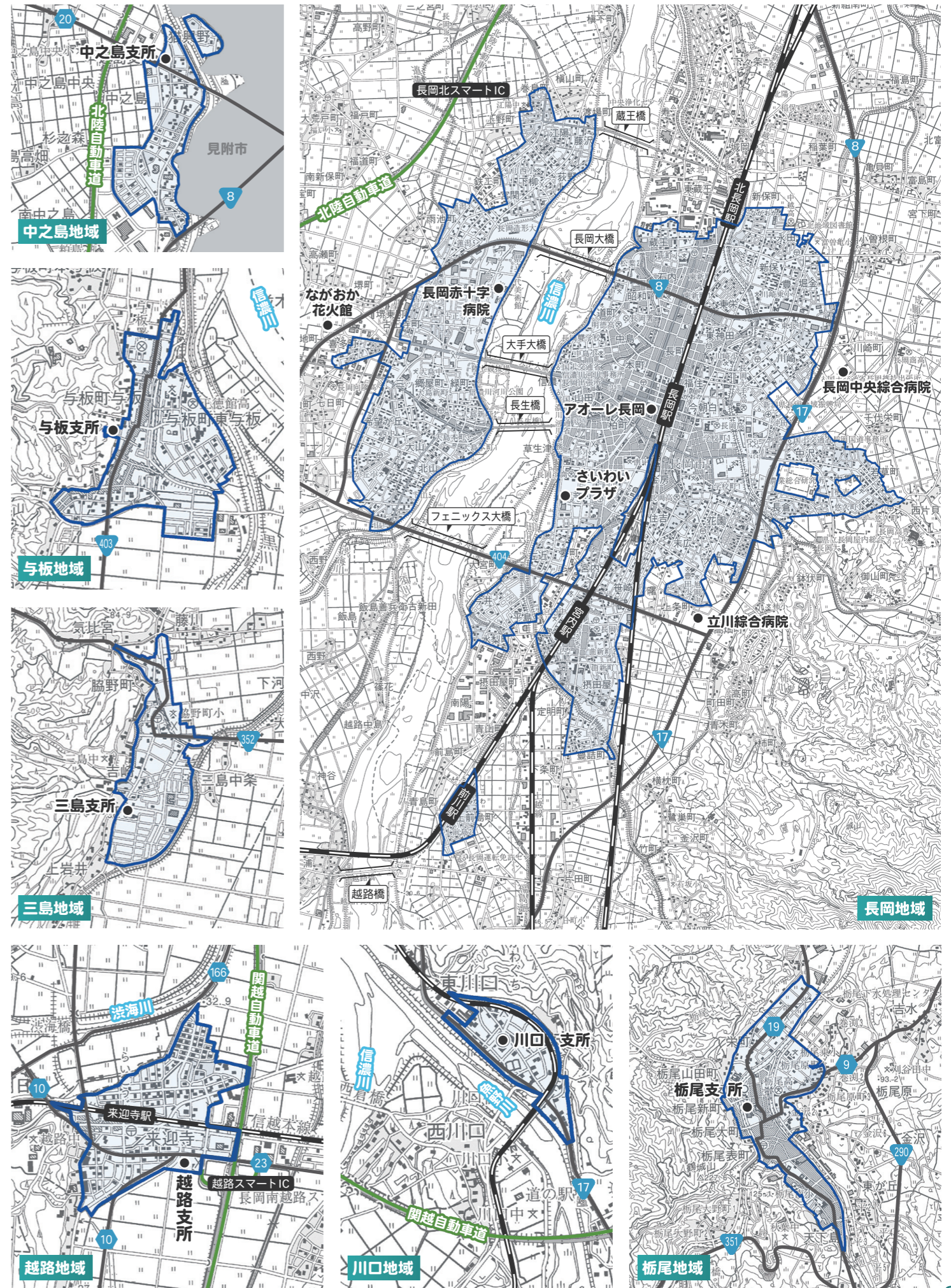


- 「都市計画・立地適正化計画情報」を選択し、利用許諾を確認する。※同意すると利用可能
- 住所を指定して検索すると、検索した住所付近が地図上で+マークにより表示される※ため、調べたい場所を確認し、選択する。
※ PC の場合は、表示される候補の住所から、調べたい住所をクリックすると、地図上で+マークが表示される
- 詳細情報が表示されるため、「立地適正化計画誘導区域」欄により、まちなか居住区域であるか確認する。

スマートフォンの場合

PCの場合

対象エリア（まちなか居住区域）



種別	支援メニュー①	支援メニュー②	支援メニュー③
種別	市外 <u>もしくは</u> 同一地域内のまちなか居住区域外に居住されていた方が、まちなか居住区域に住宅※1の購入等※2をして、居住されている場合	企業・学校・個人事業主が、まちなか居住区域に従業員用・学生用宿舍※1の購入等※2をされた場合	市外 <u>もしくは</u> 同一地域内のまちなか居住区域外に居住されていた親族(新居住者)※4が、まちなか居住区域に立地している従前の居住者※3の住宅の建替え等※2をして、その住宅※1で同居されている場合
免除期間	3年間 (子育て世帯※5は5年間)	3年間	3年間 (子育て世帯※5は5年間)
免除額	居住部分の床面積に係る固定資産税額の1/2		
	上限10万円/年	戸建：上限10万円/年 戸建以外：上限5万円/年	上限15万円/年

Check!

あなたはどの種別に当てはまる？
申請前に対象フローを確認しましょう！



支援メニュー① と 支援メニュー③ の方はここから

住宅の購入等をした日※6 前の1年以上にわたって
市外に居住していた もしくは 同一地域内のまちなか居住区域外に居住していた

支援メニュー② の方はここから

令和5年1月2日以降に、まちなか居住区域で住宅の購入等をした

その住宅は、所有者が居住している

その住宅は、従前の居住者が居住している土地に立地しており、従前の居住者と新居住者(親族)が同居※2している

事業の対象ではありません

その住宅は、従業員用・学生用宿舍である

① ② ③

はい →
いいえ →

ご不明な点は、お問い合わせ先へご相談ください。

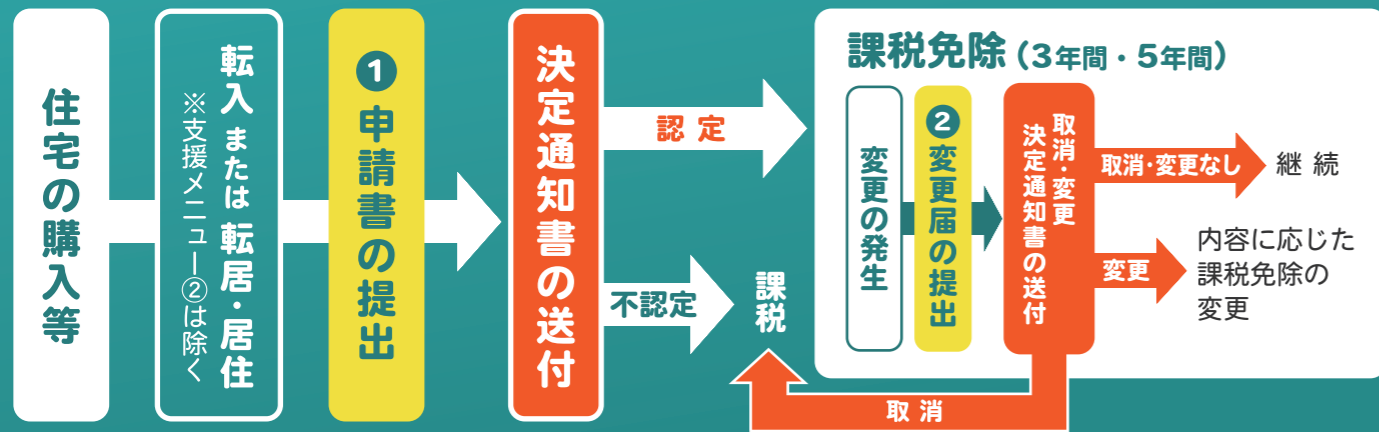
続いて、種別ごとの対象要件をチェック！

種別	支援メニュー①	支援メニュー②	支援メニュー③
対象	住宅の所有者全員が下記に該当する場合		従前の居住者及び新居住者(親族)が下記に該当する場合
転居前	住宅の購入等をした日以前の1年以上にわたって <input type="checkbox"/> 市外に居住していた <u>もしくは</u> <input type="checkbox"/> 同一地域内のまちなか居住区域外に居住していた	<input type="checkbox"/> 住宅の購入等をして、その住宅を下記のいずれかで利用している	新居住者(親族)が住宅の購入等をした日以前の1年以上にわたって <input type="checkbox"/> 市外に居住していた <u>もしくは</u> <input type="checkbox"/> 同一地域内のまちなか居住区域外に居住していた
転居後	<input type="checkbox"/> 住宅の購入等をした日の年の翌々年※7の1月1日までに住宅に居住している	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の宿舍 ・学校教育法に規定する大学、高等専門学校、又は専修学校に通学する者の下宿等 	<input type="checkbox"/> 従前の居住者が、引き続き同敷地内の住宅の購入等をした後、その住宅に居住している <input type="checkbox"/> 新居住者(親族)が、住宅の購入等した日の年の翌々年※7の1月1日までに住宅に居住している <input type="checkbox"/> 従前の居住者及び新居住者(親族)が、住宅の全部の所有権を有している
市税	<input type="checkbox"/> 滞納していない	<input type="checkbox"/> 滞納していない	<input type="checkbox"/> 滞納していない (住宅に居住する者の全て)

- ※1 専用住宅・併用住宅(床面積の1/2以上が居住部分)をいう。ただし、別棟の付属建築物を除く。
- ※2 令和5年1月2日以降に、住宅の購入、新築、改築、増築、リフォーム(住宅の修繕等(建物や土地に定着していないものの購入等を除く)で、工事費の合計額(税込)が20万円以上の工事)されたものをいう。
- ※3 住宅の購入等をする以前から、同住宅又は敷地内の他の住宅に居住されていた者をいう。
- ※4 ※3の子、子の配偶者、孫、父母、祖父母などをいう。
- ※5 16歳未満の扶養親族(住宅の所有者が住宅に居住した日において16歳未満であること。また同日に胎内にいたものを含む。)がいて、かつ居住されている場合を対象とする。
- ※6 購入又は新築の場合は住宅の引渡し日、その他の場合は工事完了日とする。
- ※7 住宅の購入等をした日が1月1日である場合は、翌年の1月1日とする。

全ての項目に該当した場合は、次ページの「課税免除の手続きについて」へ

課税免除の手続きについて



1 申請書の提出

課税免除を受けるには、定められた期間内に、長岡市へ申請書と添付書類を提出してください。長岡市は、提出された申請書等を審査し、認定又は不認定の決定通知書を送付します。

申請書

課税免除対象住宅の認定に関する申請書兼同意書

添付書類

- 対象住宅（建物）の登記事項証明書（全部事項証明書）
※登記が完了していない場合は契約書等
- 案内図 配置図 立面図 平面図
- 印鑑

各書類は写しをご提出ください。

（リフォームされた住宅の場合は、さらに追加で下記書類をご用意ください。）

- 見積書 請負契約書または請書 領収書 図面 施工前後の写真

提出期間

① 住宅に居住された日	申請書等の提出期間
② 住宅の購入等をされた日	
1月1日	左記の日～ 当年の1月31日
1月2日～12月31日	左記の日～ 翌年の1月31日

※ 上記書類の他にも、申請内容の確認に必要な書類の提出を求める場合があります。
※ 居住日において、同居されているご家族に出産の予定がある場合は、別途ご相談ください。

提出先 長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062 新潟県長岡市大手通 2-6
フェニックス大手イースト 8階

電話：0258-39-2225（直通）

申請書等は市のHPよりダウンロードできます。

長岡市 まちなか居住区域定住促進事業

2 変更届の提出

申請書及び添付書類に記載された内容から変更があったときは、長岡市へ変更届を提出してください。変更内容によっては、平面図などの書類を添付してください。長岡市は、提出された変更届等を審査し、取消、変更又は取消・変更なしの決定通知書を送付します。

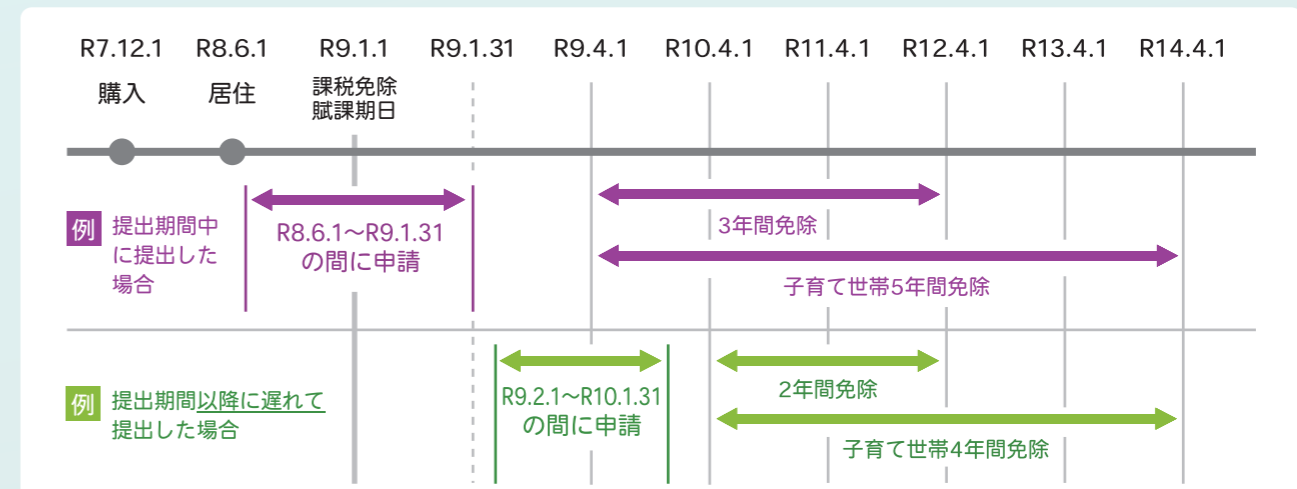
本事業に関する注意事項

免除期間

本事業は申請書の提出期間を設けており、この提出期間より後に提出された場合は、免除期間が短縮となる。

例 令和7年12月1日に住宅を購入し、令和8年6月1日に居住している「支援メニュー①」のケース

このケースでは、令和9年1月31日までが申請書の提出期間である。この期間を過ぎた場合は条例で定める免除期間（3年間又は5年間）を提出日に応じて短縮する。



対象住宅

- 市外もしくは同一地域内のまちなか居住区域外に居住されていた方が、まちなか居住区域に以前から所有されている戸建住宅などをリフォームして、居住されている場合も対象住宅とする。
- 「従業員の宿舎」とは、法人や会社が従業員用の宿舎として利用されている場合を想定しており、法人等の代表者や家族経営の個人事業主の自宅などは、対象住宅に含めない。「企業・大学等と契約書又は協議書等を交わしており、その企業の従業員の宿舎又は大学等に通学する者の下宿等として利用されていることが確認できるもの」を対象住宅とする。（アパートなど、複数の居室がある場合は、いずれかの用途で全室利用されていること。）

対象要件

- 「住宅の購入等をした日前的1年以上にわたって、市外もしくは同一地域内のまちなか居住区域外に居住していた」などは、住民基本台帳（住民票）で確認する。また、「所有者」は、建物の登記名義人とする。
- 課税免除の途中に住宅の所有者が亡くなった場合などで、所有権を受け継いだいずれの方が引き続き住宅として使用されるときは、免除を継続する。会社の合併、分割により所有権が移転された場合も、引き続き宿舎等として使用されるときは、同様とする。この場合、必ず市へ申し出を必要とする。
- 所有者が居住する意思があるものの、健康上の理由や職業・学業を理由に対象住宅に居住することができなくなった場合、その住宅を賃貸されない限り、免除を継続する。16歳未満の居住者が、学業などを理由に住宅に居住することができなくなった場合についても同様とする。この場合、必ず事前に市へ申し出を必要とする。
- 新居住者に含める従前の居住者の父母には「継父母」を、従前の居住者の祖父母には「継祖父母」を含む。さらに、従前の居住者の夫又は妻が亡くなっている場合、その者の父母等も含む。

その他

- 本事業による免除を反映した税額は、毎年度当初、長岡市から送付する固定資産税の納税通知書で確認すること。

改正前の長岡市立地適正化計画定住促進条例の適用について

- 平成30年4月1日から令和5年1月1日までの期間において購入等をされた住宅は、改正前の条例が適用となる。

令和7年4月 作成

お問い合わせ先

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062 新潟県長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト 8階

☎ **0258-39-2225** (直通)

🖥️

検索



市のホームページ (事業)